

(様式第2号)

平成23年度第9回芦屋市景観認定審査会 会議要旨

日時	平成24年2月27日(月) 15:00~18:00
会場	南館4階 理事者控室
出席者	会長 荏原 明則 委員 山下 淳, 岡 絵理子, 花田 佳明 事務局 都市計画課主幹 東 実, 都市計画課主査 鹿嶋 一彦 都市計画課課員 神足 雄太
(事務局)	都市環境部都市計画課
会議の公開	■ 非公開 一部公開 <非公開・一部公開とした場合の理由> 会議を公開することにより, 当該会議の公正又は円滑な運営に支障が生じると認められるため及び審議の内容に個人情報, 法人情報が含まれるため
傍聴者数	0人

1 会議次第

(1) 開 会

(2) 議 事

ア 大規模建築物の景観地区内における建築物等の計画の認定審査について

- (ア) 社会福祉施設(楠町1番, 2番, 3番1, 西宮市郷免町108番, 109番, 110番)
- (イ) 社宅(南宮町156番1の一部)
- (ウ) 共同住宅(大榭町10番2)
- (エ) 一戸建ての住宅(六麓荘町148, 149番)

イ 景観地区内における建築物等の認定状況について

ウ その他

2 審議経過

(1) 大規模建築物の景観地区内における建築物等の計画の認定審査について

ア 社会福祉施設(楠町1番, 2番, 3番1, 西宮市郷免町108番, 109番, 110番)

上記計画に係る景観アドバイザー会議での協議内容, 景観配慮方針について事務局より説明を行い, 審議を行った。

[決議事項]

認定してよいと判断する。

イ 社宅（南宮町 156 番 1 の一部）

上記計画に係る景観アドバイザー会議での協議内容，景観配慮方針について事務局より説明を行い，審議を行った。

〔決議事項〕

認定してよいと判断する。

ウ 共同住宅（大柵町 10 番 2）

上記計画に係る景観アドバイザー会議での協議内容，景観配慮方針について事務局より説明を行い，審議を行った。

〔決議事項〕

認定してよいと判断する。

エ 一戸建ての住宅（六麓荘町 148, 149 番）

上記計画に係る景観アドバイザー会議での協議内容，景観配慮方針について事務局より説明を行い，審議を行った。

〔決議事項〕

周辺地域及び敷地からみて，本件建築計画のボリューム感は相応しくないという意見があり，審査会として意見を取りまとめることが出来なかった。

(2) 景観地区内における建築物等の認定状況について

平成 24 年 1 月 23 日から平成 24 年 2 月 26 日までの認定状況について報告を行った。